

宜野湾市わがまち特例一覧

令和7年4月1日現在

No.	対象資産	名称	対象となる具体的な資産の例	取得時期等	適用期間	特例割合	地方税法	市条例	添付書類
1	家屋償却	家庭的保育事業	家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	認可後～	期限なし	1/2	法第349条の3第27項	条例第6条の2第1項	事業認可を受けたことを証する書類
2	家屋償却	居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	認可後～	期限なし	1/2	法第349条の3第28項	条例第6条の2第2項	事業認可を受けたことを証する書類
3	家屋償却	事業所内保育事業	事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	認可後～	期限なし	1/2	法第349条の3第29項	条例第6条の2第3項	事業認可を受けたことを証する書類
4	償却	水質汚濁防止法に規定する特定施設	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理施設、ろ過装置等	R4.4/1～R8.3/31	期限なし	1/2	法附則第15条第2項第1号	附則第6条の2第1項	事業届出書、設置許可書
5	償却	下水道法に規定する下水道除害施設	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理施設、ろ過装置、中和装置等	R4.4/1～R8.3/31	期限なし	3/4	法附則第15条第2項第5号	附則第6条の2第2項	事業届出書、設置許可書
6	償却	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき取得した津波対策の用に供する施設	防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設	H28.4/1.～R10.3.31	課税の年度から4年度分	1/2	法附則第15条第21項	附則第6条の2第3項	特例対象資産であることを書する書類
7	家屋	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設（指定避難施設）	施設の屋上、階段等	H30.4/1～R9.3/31	指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	2/3	法附則第15条第22項第1号	附則第6条の2第4項	指定避難施設に指定されたことを証する書類
8	家屋	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設（協定避難施設）	管理協定に定められた協定避難用部分（既存施設）	H30.4/1～R9.3/31	指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	1/2	法附則第15条第22項第2号	附則第6条の2第5項	管理協定に係る書類
9	家屋	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設（協定避難施設）	管理協定に定められた協定避難用部分（建設予定施設又は建設中の施設）	H30.4/1～R9.3/31	課税の年度から5年度分	1/2	法附則第15条第22項第3号	附則第6条の2第6項	管理協定に係る書類
10	償却	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設に附属する避難用償却資産（指定避難施設）	誘導灯、誘導標識等	指定日以後の取得物	課税の年度から5年度分	2/3	法附則第15条第23項第1号	附則第6条の2第7項	指定避難施設に指定されたことを証する書類
11	償却	津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難施設に附属する避難用償却資産（協定避難施設）	誘導灯、誘導標識等	締結日以後の取得物	課税の年度から5年度分	1/2	法附則第15条第23項第2号	附則第6条の2第8項	管理協定に係る書類
12	償却	特定太陽光発電設備	太陽光発電設備（発電規模1,000kw未満）	R6.4/1～R8.3/31	課税の年度から3年度分	2/3	法附則第15条第25項第1号イ	附則第6条の2第9項	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書

宜野湾市わがまち特例一覧

令和7年4月1日現在

No.	対象資産	名称	対象となる具体的な資産の例	取得時期等	適用期間	特例割合	地方税法	市条例	添付書類
13	償却	特定風力発電設備	風力発電設備 (発電規模20kw以上)	R6.4/1～R8.3/31	課税の年度から 3年度分	2/3	法附則第 15条第25 項第1号ロ	附則第6条 の2 第10項	経済産業省が発行した再生可能 エネルギー発電設備にかかる認 定通知書の写し
14	償却	特定地熱発電設備	地熱発電設備 (発電規模1,000kw未満)	R6.4/1～R8.3/31	課税の年度から 3年度分	2/3	法附則第 15条第25 項第1号ハ	附則第6条 の2 第11項	経済産業省が発行した再生可能 エネルギー発電設備にかかる認 定通知書の写し
15	償却	特定バイオマス発電設備	特定バイオマス発電設備 (発電規模10,000kw以上 20,000kw未満)	R6.4/1～R8.3/31	課税の年度から 3年度分	2/3	法附則第 15条第25 項第1号ニ	附則第6条 の2 第12項	経済産業省が発行した再生可能 エネルギー発電設備にかかる認 定通知書の写し
16	償却	特定バイオマス発電設備	特定バイオマス発電設備 (発電規模10,000kw以上 20,000kw未満のうち木竹に由来 するもの又は農産物の収穫に 伴って生ずるバイオマスを電気 に変換するものに限る。)	R6.4/1～R8.3/31	課税の年度から 3年度分	6/7	法附則第 15条第25 項第2号	附則第6条 の2 第13項	経済産業省が発行した再生可能 エネルギー発電設備にかかる認 定通知書の写し
17	償却	特定太陽光発電設備	太陽光発電設備 (発電規模1,000kw以上)	R6.4/1～R8.3/31	課税の年度から 3年度分	3/4	法附則第 15条第25 項第3号イ	附則第6条 の2 第14項	再生可能エネルギー事業者支援 事業費補助金交付決定通知書
18	償却	特定風力発電設備	風力発電設備 (発電規模20kw未満)	R6.4/1～R8.3/31	課税の年度から3 年度分	3/4	法附則第 15条第25 項第3号ロ	附則第6条 の2 第15項	経済産業省が発行した再生可能 エネルギー発電設備にかかる認 定通知書の写し
19	償却	特定水力発電設備	水力発電設備 (発電規模5,000kw以上)	R6.4/1～R8.3/31	課税の年度から 3年度分	3/4	法附則第 15条第25 項第3号ハ	附則第6条 の2 第16項	経済産業省が発行した再生可能 エネルギー発電設備にかかる認 定通知書の写し
20	償却	特定水力発電設備	水力発電設備 (発電規模5,000kw未満)	R6.4/1～R8.3/31	課税の年度から 3年度分	1/2	法附則第 15条第25 項第4号イ	附則第6条 の2 第17項	経済産業省が発行した再生可能 エネルギー発電設備にかかる認 定通知書の写し
21	償却	特定地熱発電設備	地熱発電設備 (発電規模1,000kw以上)	R6.4/1～R8.3/31	課税の年度から 3年度分	1/2	法附則第 15条第25 項第4号ロ	附則第6条 の2 第18項	経済産業省が発行した再生可能 エネルギー発電設備にかかる認 定通知書の写し
22	償却	特定バイオマス発電設備	バイオマス発電設備 (発電規模1,000kw未満)	R6.4/1～R8.3/31	課税の年度から 3年度分	1/2	法附則第 15条第25 項第4号ハ	附則第6条 の2 第19項	経済産業省が発行した再生可能 エネルギー発電設備にかかる認 定通知書の写し

宜野湾市わがまち特例一覧

令和7年4月1日現在

No.	対象資産	名称	対象となる具体的な資産の例	取得時期等	適用期間	特例割合	地方税法	市条例	添付書類
23	償却	浸水防止用施設	防水扉、防水板、排水ポンプ、換気口浸水防止機	H29.4/1～R8.3/31	課税の年度から5年度分	2/3	法附則第15条第28項	附則第6条の2第20項	水防法に規定する浸水計画に基づき取得した浸水防止用施設であることを証する書類
24	土地	都市緑地法の認定計画に係る市民緑地	緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置した一定の市民緑地の用に供する土地	都市緑地法等一部改正施行日～R9.3/31	設置日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分	2/3	法附則第15条第32項	附則第6条の2第21項	緑地保全・緑地推進法人が設置・管理する市民緑地であることが確認できる書類
25	土地 家屋 償却	一体型滞在快適性等向上施設	都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が当該事業により整備した固定資産	R6.4/1～R8.3/31	工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	1/2	法附則第15条第37項	附則第6条の2第22項	一体型滞在快適性等向上事業により整備したことが確認できる書類
26	家屋	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の賃貸住宅	H27.4/1～R9.3/31	課税の年度から5年度分	2/3	法附則第15条の8第2項	附則第6条の2第23項	サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた旨の通知書、補助金交付決定通知書
27	家屋	マンション長寿命化大規模修繕工事	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、マンションの管理に関する計画が、自治体の長により認定され、又は自治体の長から必要な助言・指導を受けて、長寿命化に資する一定の大規模修繕を行った固定資産	R5.4/1～R9.3/31	改修工事が完了した日の属する年の翌年度1年分	1/3	法附則第15条の9の3第1項	附則第6条の2第24項	・市が発行するマンション管理計画認定書又は助言・指導内容実施等証明書 ・建築士等が発行する大規模の修繕等証明書、過去工事証明書、修繕積立金引上証明書 ※詳しくは税務課に問い合わせてください。

【特例割合について】

※ No.1～No.25における課税標準額は、対象資産の課税標準額に、各特例割合を乗じて得た額となります。

※ No.26～No.27における税相当額は、対象資産の税相当額から、各特例割合を減額した額となります。